

（注）自己査定基準の適切性の検証欄は省略。下線部が改訂部分。

（ 現 行 ）			（ 改 訂 案 ）			
項 目	自己査定結果の正確性の検証	備 考	項 目	自己査定結果の正確性の検証	備 考	
1. 債権の分類方法 (2) 信用格付	（ 前 略 ）	(注) 「格付機関」とは、「企業内容等の開示に関する内閣府令第9条の4第4項ホの規定による格付機関及び格付を指定する件」による格付機関をいう。以下同じ。	1. 債権の分類方法 (2) 信用格付	（ 前 略 ）	(注) 「格付機関」とは、「企業内容等の開示に関する内閣府令第9条の4第4項第1号ホに規定する格付機関及び格付を指定する件」による格付機関をいう。以下同じ。	
(3) 債務者区分	特に、中小・零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断するものとする。 （ 中 略 ）		(3) 債務者区分	特に、中小・零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断するものとする。 （ 中 略 ）		(注) 左記の適用に当たっては、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を参照。
② 要注意先	ロ. 赤字企業の場合、以下の債務者については、債務者区分を正常先と判断して差し支えないものとする。 （ 中 略 ） (ロ) 中小・零細企業で赤字となっている債務者で、返済能力について特に問題がないと認められる債務者。 （ 中 略 ）		② 要注意先	ロ. 赤字企業の場合、以下の債務者については、債務者区分を正常先と判断して差し支えないものとする。 （ 中 略 ） (ロ) 中小・零細企業で赤字となっている債務者で、返済能力について特に問題がないと認められる債務者。 （ 中 略 ）		(注) 左記の適用に当たっては、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を参照。
③ 破綻懸念先	特に、中小・零細企業等については、必ずしも経営改善計画等が策定されていない場合があり、この場合、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて検討するものとし、経営改善計画等が策定されていない債務者を直ちに破綻懸念先と判断してはならない。	③ 破綻懸念先	特に、中小・零細企業等については、必ずしも経営改善計画等が策定されていない場合があり、この場合、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて検討するものとし、経営改善計画等が策定されていない債務者を直ちに破綻懸念先と判断してはならない。	(注) 左記の適用に当たっては、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を参照。		

保険検査マニュアル（信用リスク検査用マニュアル）新旧対照表

（注）下線部が改訂部分。

○ 自己査定に関する検査について

【 現 行 】

V. 自己査定結果の正確性の検証

2. 抽出基準

抽出基準については、被検査保険会社の規模、資産内容、前回検査の結果、検査人員、検査期間等を総合的に勘案のうえ、主任検査官が決定するものとする。また、主任検査官は、立入検査開始後においても、検査の実効性確保の観点から、必要に応じ、抽出基準を変更できるものとする。

なお、主任検査官は、被検査保険会社の資産内容に特に問題がなく、前回検査の結果が良好であると認められる場合には、抽出率を下げるなど検査の効率化に努めるものとする。

【 改 訂 案 】

V. 自己査定結果の正確性の検証

2. 抽出基準

抽出基準については、被検査保険会社の規模、資産内容、前回検査の結果、検査人員、検査期間等を総合的に勘案のうえ、主任検査官が決定するものとする。また、主任検査官は、被検査保険会社の資産内容に特に問題がなく、前回検査の結果が良好であると認められる場合には、検査の効率化の観点から、原則として与信額が2,000万円又は資本の部合計の1%のいずれか小さい額未満の与信先については自己査定結果の正確性の検証を省略することができるものとする。さらに、これに加え、必要に応じ、抽出率を下げることもできるものとする。

なお、主任検査官は、立入検査開始後においても、検査の実効性確保の観点から、必要に応じ、抽出基準を変更できるものとする。